

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務 実施方針

西紋別地区環境衛生施設組合は、西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務（以下「本件業務」という。）を実施する。

この実施方針は、本件業務を実施するにあたり、落札者の選定など業務の遂行上必要な事項を方針として定めるものである。

平成 24 年 2 月 29 日

西紋別地区環境衛生施設組合 組合長 碓 一寿

西紋別地区広域ごみ処理施設
長期包括的運転管理等業務
実 施 方 針

平成 24 年 2 月 29 日
西紋別地区環境衛生施設組合

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務 実施方針

目 次

第 1 章 用語の定義.....	1
第 2 章 業務内容に関する事項.....	3
2.1 業務名.....	3
2.2 施設の管理者の名称.....	3
2.3 業務の概要.....	3
2.4 業務の内容.....	3
2.5 本件業務のスケジュール（予定）.....	4
2.6 法令等の遵守.....	4
第 3 章 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項.....	5
3.1 入札参加者の募集及び選定スケジュール等.....	5
3.2 入札参加手続き等.....	5
3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	7
3.4 入札参加資格の審査.....	9
3.5 特別目的会社の設立に関する要件.....	10
3.6 構成員の変更の制限.....	10
3.7 審査及び選定に関する事項.....	10
第 4 章 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	12
4.1 基本的考え方.....	12
4.2 予想されるリスクと責任分担.....	12
4.3 業務の実施状況の監視.....	12
第 5 章 施設の概要等に関する事項.....	13
5.1 施設の概要及び規模.....	13
5.2 処理対象物.....	14
第 6 章 業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
第 7 章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
7.1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合.....	16
7.2 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合.....	16
7.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合.....	16
7.4 その他.....	16
第 8 章 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	17
第 9 章 その他長期包括管理等業務の実施に関し必要な事項.....	18
9.1 入札に伴う費用負担.....	18
9.2 情報公開及び情報提供.....	18
9.3 禁止行為.....	18
9.4 実施方針に関する問合せ先.....	18

第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	組合	西紋別地区環境衛生施設組合をいう。
2	構成市町村	組合を構成する、紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町を総称して又は個別にいう。
3	入札参加希望者	本件入札に参加を希望する単独企業又は企業グループをいう。
4	入札参加者	入札参加希望者のうち、本件入札の資格審査に合格し、本件入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
5	構成員	入札参加者を構成する者であり、落札者が設立する特別目的会社への出資を行う者をいう。
6	落札者	入札参加者の中から本件業務を実施する者として選定された単独企業又は企業グループをいう。
7	受託者	本件業務の実施に関して組合と委託契約を締結した者（本件業務の実施のみを目的として、落札者が設立する特別目的会社）をいう。
8	施工企業	本件施設の設計・建設を行った企業を総称して又は個別にいう。
9	本件入札	本件業務に係る入札に係る一切の手続きをいう。
10	本件業務	西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務をいい、要求水準書に規定される、受入管理、運転管理、用役管理、維持管理（施設の点検、補修、更新）、環境管理、情報管理、資源物管理、その他関連業務などのすべての業務を総称して又は個別にいう。
11	運転管理等	受入管理、運転管理、用役管理、維持管理、その他関連業務等を総称していう。
12	本件施設	西紋別地区広域ごみ処理施設をいい、中間処理施設、最終処分場及び外構等の敷地内の施設及び設備の総称をいう。
13	中間処理施設	焼却施設、破碎選別施設及び関連する施設・設備の総称をいう。
14	焼却施設	中間処理施設内にある焼却施設及び関連する設備の総称をいう。なお、焼却施設及び破碎選別施設は合棟である。
15	破碎選別施設	中間処理施設内にある破碎選別施設及び関連する設備の総称をいう。なお、破碎選別施設及び焼却施設は合棟である。
16	最終処分場	埋立地、被覆施設、浸出水処理施設及び関連する施設・設備の総称をいう。
17	処理対象物	中間処理施設及び最終処分場において処理を行うものを総称していう。
18	最終処分物	本件施設における処理に伴って発生する焼却灰、飛灰処理物、不燃性残渣、処理不適物、脱水汚泥を総称して又は個別にいう。
19	処理不適物	処理対象物として本件施設に搬入されたもののうち、本件施設で焼却・破碎処理に適さない廃棄物をいう。
20	実施方針	「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務実施方針」をいう。

No.	用語	定義
21	入札説明書等	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
22	入札説明書	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務入札説明書」をいう。
23	要求水準書	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務要求水準書」をいう。
24	落札者決定基準	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務落札者決定基準」をいう。
25	様式集	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務様式集」をいう。
26	基本協定書（案）	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務基本協定書（案）」をいう。
27	委託契約書（案）	組合が本件業務の実施に際して入札公告時に配付する「西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務委託契約書（案）」をいう。
28	入札提出書類	本件入札に際し、入札参加者が組合に提出する書類のうち、入札説明書に規定する「入札提出書類提出届等」、「入札書」、「技術提案書」を総称して又は個別にいう。
29	入札書	本件入札に際し、入札参加者が組合に提出する書類のうち、入札参加者の入札価格を記載した書類をいう。
30	技術提案書	本件入札に際し、入札参加者が組合に提出する書類のうち、入札説明書に規定する技術提案書を総称して又は個別にいう。
31	基本協定	本件業務開始のための基本的事項に関して組合と落札者の間で締結される西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務基本協定書に基づく協定をいう。
32	委託契約	本件業務の実施に関して組合と落札者が締結する西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務委託契約書に基づく契約をいう。
33	委託期間	委託契約締結日の翌日から平成 40 年 3 月 31 日までの期間をいい、運転準備期間及び運転期間から構成される。
34	運転準備期間	受託者が本件施設の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間であり、委託契約締結日の翌日から平成 24 年 12 月 31 日までの期間をいう。
35	運転期間	平成 25 年 1 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までの期間をいう。

第2章 業務内容に関する事項

2.1 業務名

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務

2.2 施設の管理者の名称

本件施設の管理者は、次のとおりである。

西紋別地区環境衛生施設組合 組合長 裕 一寿

2.3 業務の概要

本件業務は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び運転管理に関する事務を共同処理する組合の構成市町村から搬入される一般廃棄物を、本件施設において適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転管理と経費の効率化を図るため、包括的に委託するものである。

2.4 業務の内容

落札者は、受託者をもって、これらの業務を行うものとする。

（1）委託期間

運転準備期間、運転期間は次のとおりとする。

- ・運転準備期間

契約締結日の翌日から平成24年12月31日まで

- ・運転期間

平成25年1月1日から平成40年3月31日まで

（2）業務範囲

受託者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 受入管理
- ② 運転管理
- ③ 用役管理
- ④ 維持管理
- ⑤ 環境管理
- ⑥ 情報管理
- ⑦ 資源物管理
- ⑧ その他関連業務

受託者が行う業務の一覧(予定)を別表1に示す。なお、詳細については、要求水準書に明記する。

（3）受託者の収入（組合からの支払分）

本件業務における受託者の収入は、受託者が実施する本件業務の対価として組合から支払われ

る委託料とする。委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

なお、運転準備に関し必要な費用は、全て受託者の負担とする。

（４）施設の権利形態

本件業務を実施する範囲において必要な施設・設備等は、無償使用とする。使用できる設備等の詳細は入札書類に示す。

（５）地域への貢献

受託者は、本件業務の実施においては地域内での雇用確保に努めるなど、本件業務を通じて地域への貢献に配慮すること。

2.5 本件業務のスケジュール（予定）

① 実施方針の公表	平成 24 年 2 月 29 日
② 入札公告	平成 24 年 4 月中旬
③ 受託者の選定	平成 24 年 7 月～8 月
④ 落札者の決定	平成 24 年 8 月上旬
⑤ 委託契約の締結	平成 24 年 9 月
⑥ 運転準備期間	委託契約締結日の翌日から平成 24 年 12 月 31 日まで
⑦ 運転期間	平成 25 年 1 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

2.6 法令等の遵守

本件業務を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 組合の条例及び規則
- ・ その他関連する法令、条例、規則、要綱等

第3章 入札参加者の募集及び落札者の選定に関する事項

3.1 入札参加者の募集及び選定スケジュール等

本件業務における入札参加者の募集及び受託者の選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

なお、落札者の選定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

日付	内容
平成24年 2月29日(水)	実施方針の公表
平成24年 2月29日(水)～ 平成24年 3月7日(水)	実施方針に対する質問の受付
平成24年 3月19日(月)	実施方針に対する質問の回答
平成24年 4月中旬	入札公告
平成24年 4月中旬～下旬	入札説明書等の公表及び配布 参考資料の配布
平成24年 4月中旬～下旬	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
平成24年 5月上旬	入札説明書等に関する質問の回答(第1回)
平成24年 5月中旬	参加資格申請書類の受付
平成24年 5月中旬	資格審査結果の通知
平成24年 5月下旬	現場説明会及び参考資料の閲覧
平成24年 5月下旬～平成24年 6月上旬	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
平成24年 6月上旬	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)
平成24年 6月下旬	入札書及び提案書等の受付
平成24年 8月上旬	落札者の決定及び公表
平成24年 8月	基本協定締結
平成24年 9月	委託契約締結

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

3.2 入札参加手続き等

(1) 実施方針に関する質問等の受付及び回答

実施方針の記載内容に関する質問等の受付を以下のとおり行う。なお、入札参加希望者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

1) 質問等の受付期間

平成24年2月29日(水) 午前9時から平成24年3月7日(水) 午後5時まで

2) 提出方法等

① 提出先

西紋別地区環境衛生施設組合

ごみ処理施設整備推進室(紋別市役所市民生活部環境生活課内)

② 提出方法

実施方針等に関する質問書、意見書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail

により提出することとする。なお、質問書、意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

③ 電子メールアドレス

下記の両電子メールアドレス宛に送信すること。

hirotake.inaba@city.mombetsu.lg.jp

hiroaki.shimizu@city.mombetsu.lg.jp

④ 回答方法等

提出された質問・意見は、平成24年3月19日(月)に組合のホームページにて公表する。このうち、「質問」については組合の回答を公表する。ただし、「質問」として提出された場合であっても、記載内容が「意見」であると組合が判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本件業務の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控えることがある。

(2) 入札公告

入札公告は、平成24年4月中旬(予定)とし、組合のホームページ等で公表する。

(3) 入札説明書等の公表及び配布

1) 入札説明書等の公表

入札公告と同日に、入札説明書等を組合のホームページ等で公表する。

2) 入札説明書等の配布

入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、委託契約書(案))を組合ごみ処理施設整備推進室(紋別市役所市民生活部環境生活課内)にて配布する。また、組合のホームページからもダウンロードすることができる。なお、具体的な日程等は、入札説明書等に示す。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質疑応答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

(5) 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は入札参加希望者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

(6) 資料の閲覧等

1) 資料等の提供及び閲覧等

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、「守秘義務に関する誓約書」を提出し、組合の保有する本件施設に関する資料のうち、組合が必要と判断した資料の提供を受けると及び閲覧することができる。

なお、資料の詳細については、入札説明書に示す。

2) 現場説明会等

入札参加者は、本件施設の状況を確認するために組合が開催する現場説明会に参加するものとする。現場説明会の詳細については、入札説明書に示す。

(7) 入札書及び技術提案書の受付

本件業務に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「提案書等」という。）を平成 24 年 6 月下旬に受け付ける。提案書等の審査にあたって、組合が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。提案書等の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

(8) 落札者の決定・公表

提案書等については、西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、受託者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、組合のホームページにて公表する。

(9) 委託契約の締結

組合は、落札者との間で基本協定を締結し、委託契約内容の詳細について協議する。上記の協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本件業務を実施するための特別目的会社を設立し、組合は、平成 24 年 9 月を目処に当該特別目的会社と委託契約を締結する。

3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、構成員で構成されるものとする。また、入札参加者は、入札参加者の参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とする 것도可能とする。
- ② 構成員には、構成市町村に本社を有する企業を少なくとも 1 者以上含めるものとする。
- ③ 構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本件業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び資格審査申請書類の提出時に、構成員を本件業務の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- ④ 入札参加者は、下記「(2) 入札参加者の参加資格要件」の「2) 代表企業の参加資格要件」を満たす構成員を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合はこの限りではない。
- ⑥ 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- ⑦ 構成員のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

※その他組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(2) 入札参加者の参加資格要件

1) 構成員の共通参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 西紋別地区環境衛生施設組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程に基づく指名停止を受けておらず、かつ、構成市町村による指名停止を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税、地方消費税、構成市町村税及び構成市町村手数料を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 代表企業は、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- ⑪ 組合が本件業務に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件業務に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

※その他組合が必要と認める構成員の共通参加資格要件については、入札説明書において明記する。

2) 代表企業の参加資格要件

構成員の代表企業は、以下に示す業務の受託実績又は建設工事の請負実績を元請として複数件有していること。ただし、代表企業としての実績に限るものとする。

- ・ 地方公共団体発注による全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）を対象とした運転管理等業務（運転管理業務及び補修業務の両方を含む業務の実績とし、運転管理業務のみの実績では不可とする）。
- ・ 地方公共団体発注による全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の建設工事。

※その他組合が必要と認める代表企業の参加資格要件については、入札説明書において明記する。

3) 有資格者の配置等に係る参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこと。なお、構成員が複数の場合には、複数の構成員で以下に示す全ての要件を満たせばよいものとする。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の総括責任者としての経験を有する技術者を本件業務の総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として業務開始後2年間以上配置できること。
- ② 業務開始後2年間以上が経過した後には、委託期間満了時まで、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続又は准連続燃焼式焼却施設（ストーカ式）の業務経験を有する技術者を配置できること。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、破碎・リサイクル施設の業務経験を有する技術者を委託期間を通じて配置できること。
- ④ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の業務経験を有する技術者を委託期間を通じて配置できること。

※その他組合が必要と認める有資格者の配置等に係る参加資格要件については、入札説明書において明記する。

3.4 入札参加資格の審査

組合は、入札参加者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。

- (1) 「第3章 3.3 (2) 入札参加者の参加資格要件」の参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間、構成員が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、組合が入札参加資格を確認のうえ委託契約締結後の本件業務の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から委託契約の締結までの間、構成員が入札参加資格を欠くような事態が

生じた場合、原則として組合は落札者と委託契約を締結しない。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、落札者が提出した提案書等の内容の同一性が損なわれない場合に限り、組合は落札者と協議のうえ、入札参加資格を欠いた構成員の変更を認める場合がある。

- (4) 入札参加資格のない者がした応募、入札参加資格を確認するための資料並びに提案書等に虚偽の記載をした者がした応募、及び入札に関する条件に違反した応募は、失格とする。

3.5 特別目的会社の設立に関する要件

- (1) 落札者は、委託契約の締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社として特別目的会社を構成市町村内に設立すること。
- (2) 当該特別目的会社の目的は、本件業務の実施のみであること。
- (3) 当該特別目的会社への出資は構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、設立時から委託期間を通じてこれを維持すること。
- (4) 全ての出資者は、委託契約終了まで当該特別目的会社の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3.6 構成員の変更の制限

本件業務の落札者となってから委託期間終了まで、構成員及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

3.7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

提案書等の審査にあたっては、学識経験者及び行政職員で構成する選定委員会を設置する。詳細は、入札説明書において明記する。

(2) 審査の手順及び方法

本件業務の受託者を総合評価一般競争入札により選定するに際し、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書等を審査、評価し、最優秀提案者を選定する。評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。組合は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

1) 結果の公表

組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(3) 著作権

提案書等に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。また、提案書等は、落札者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する

場合は、事前に各入札参加者に確認する。)。公表、展示、その他組合が本件業務に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 基本的考え方

本件業務に係る責任は、原則として受託者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、組合は応分の責任を分担する。

4.2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と受託者との責任分担は、原則として別表2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、委託契約書に定める。

4.3 業務の実施状況の監視

組合は、受託者の実施する本件業務の実施状況について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、委託契約書に定める。また、定期的な監視の結果、受託者の提供するサービスが委託契約に定める水準に達していないと判断した場合は、組合は委託料の減額等を行うとともに、受託者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第5章 施設の概要等に関する事項

5.1 施設の概要及び規模

本件施設の概要及び規模は以下のとおりである。

項目	概要
施設名称	西紋別地区広域ごみ処理施設（仮称）
所在地	北海道紋別市新生 224-1、227、228
敷地面積	83,725 m ²
供用開始	平成 25 年 1 月（予定）
中間処理施設	焼却施設、破碎選別施設 ①計量部 : 計量機 1 基（共通） ②焼却施設 焼却方式 : 准連続燃焼式焼却炉（竪型ストーカ式） 施設規模 : 26t/日（13t/日×2 炉） 処理対象物 : 可燃ごみ、紋別リサイクルセンターからの選別残渣 ③破碎選別施設 施設規模 : 5t/日（5 時間運転） 処理対象物 : 不燃ごみ、粗大ごみ
最終処分場	被覆型最終処分場 埋立容量 : 30,000 m ³ 埋立面積 : 3,200 m ² 計画埋立年数 : 15 年間 埋立対象物 : 焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物、処理不適物） 不燃残渣（不燃性残渣、処理不適物） 浸出水処理施設 処理水量 : 10 m ³ /日 調整槽容量 : 36 m ³ 処理方式 : （水処理）凝集沈殿＋砂ろ過 （汚泥処理）重力濃縮＋遠心脱水 排水方法 : 処理水は紋別アクアセンターに車両搬送 脱水汚泥は最終処分場に埋立処分

5.2 処理対象物

(1) 中間処理施設

1) 焼却施設

- ・ 可燃ごみ
- ・ 紋別リサイクルセンターからの選別残渣

2) 破碎選別施設

- ・ 不燃ごみ
- ・ 可燃性粗大ごみ
- ・ 不燃性粗大ごみ

(2) 最終処分場

- ・ 焼却施設からの焼却残渣
- ・ 破碎選別施設からの不燃残渣

なお、最終処分場への処理対象物（埋立廃棄物）の搬入は、中間処理施設で生じる焼却残渣及び不燃残渣のみであり、収集ごみの搬入、市民及び事業者による直接搬入はない。

第6章 業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、委託契約等の規定に基づいて、組合と受託者は、誠意をもって協議する。また、委託契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件業務において、業務の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

7.1 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- (1) 受託者の提供するサービスが、委託契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、受託者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、委託契約を解除することができる。
- (2) 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は委託契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が委託契約を解除した場合、受託者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

7.2 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受託者は委託契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により受託者が委託契約を解除した場合、組合は、受託者に生じた損害を賠償する。

7.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、組合及び受託者双方は、業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨を通知することにより、組合及び受託者は、委託契約を解除することができる。

7.4 その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、委託契約書に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、組合は、本件業務に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努めることとする。

第9章 その他長期包括管理等業務の実施に関し必要な事項

9.1 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

9.2 情報公開及び情報提供

本件業務に係る情報公開は、関係法令等に基づき行う。また、情報提供は、適宜、組合のホームページを通じて行う。

9.3 禁止行為

入札参加希望者は、実施方針公表以降落札者決定までの間、組合及び構成市町村の関係者並びに選定委員会の委員に対して、本件業務に関する営業活動及び電話、訪問等による照会を行ってはならない。

9.4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担 当 課	： 西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室（紋別市役所市民生活部環境生活課内）
住 所	： 〒094-8707 北海道紋別市幸町2丁目1番18号
T E L	： 0158-24-2111（内線292、338）
F A X	： 0158-24-6925
E - m a i l	： hirotake.inaba@city.mombetsu.lg.jp hiroaki.shimizu@city.mombetsu.lg.jp
ホームページ	： http://www.minyu.ne.jp/nishimonkankyo/index.html

別表 1

受託者が行う主な業務の一覧（予定）

業務内容	受託者の役割			備考	
	中間処理施設		最終 処分場		
	焼却 施設	破碎選 別施設			
受入	受入管理計画等の作成	○	○	○	
	搬出入車両管理	○	○	○	
	受付	○	○		
	計量	○	○	○	
	車両誘導	○	○		
	プラットフォーム監視	○	○		
運転管理	運転管理計画等の作成	○	○	○	
	運転管理	○	○	○	
	最終処分物の運搬	○	○		
	最終処分物等の処分			○	処分先の確保に係る責務は組合が負う。 浸出水処理施設から発生する脱水汚泥に 限り、受託者が本件施設に埋立処分する。
用役管理	処理水の運搬			○	
	用役管理計画等の作成	○	○	○	
用役管理	用役管理	○	○	○	
	維持管理	維持管理計画等の作成	○	○	○
施設の点検		○	○	○	
施設の補修、更新		○	○	○	
環境管理	環境保全計画等の作成	○	○	○	
	環境保全	○	○	○	
	環境測定	○	○	○	
	作業環境管理	○	○	○	
情報管理	情報管理計画等の作成	○	○	○	
	各種報告書作成及び管理	○	○	○	
	施設情報等データ管理	○	○	○	
	設計図書等の管理	○	○	○	
資源物管理	資源物管理計画等の作成		○		
	資源化物の品質確保		○		
	資源化物の搬出		○		受託者は搬出車両への積み込みまでを行う。
	資源化物の引渡し		○		引取先の確保に係る責務は組合が負う。
その他関連業務	その他関連業務計画等の作成	○	○	○	
	見学者対応	○	○	○	行政視察の対応は組合とする。
	近隣対応(住民対応)				
	清掃	○	○	○	
	除雪	○	○	○	市道の除雪は除く。
	セルフモニタリング	○	○	○	組合は独自でモニタリングを実施。

別表 2

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	受託者
共通	計画変更	業務計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
		受託者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	受託者の業務の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の事由により、落札者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		落札者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更(本件業務に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	業務に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本件施設の調査、運転管理による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	業務内容等、業務そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者が行う調査、運転管理等に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	組合が実施した調査等によるもの	○	
		受託者が実施した調査等によるもの		○
	業務の中止・延期	組合の指示等によるもの ^{注1}	○	△
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	受託者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたもの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
受託者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	本件業務に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの		○	
	本件業務に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	業務開始後の物価変動 ^{注2}	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	
計画	応募コスト	提案書作成の費用負担		○

※：○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	受託者
運転管理	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない ^{注4}	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない ^{注5}	○	△
	搬入管理	本件施設へのごみの搬入管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運転管理費上昇	組合の指示等による運転管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運転管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（受託者の管理不備の場合を除く。）	○	
		受託者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（更新工事等の施工不良等を含む。）		○
安定稼働	受託者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力確保ができないリスク	○		
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの ^{注6}		○	
終了時	施設の健全性	委託期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、特別目的会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※：○：主分担 △：従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、入札説明書等に示す。

注1：組合の指示等による業務の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って、受託者に生じる損害については組合が負担する。

注2：業務開始後の物価変動については、一定程度までの変動は受託者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3：不可抗力による各年度における費用負担については、一定程度までは受託者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4：ごみ量変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、受託者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、受託者の協議による。

注6：受託者からの改良保全提案により改良された設備、機器に対する責任は受託者となる。なお、改良保全提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合、受託者の協議による。

西紋別地区環境衛生施設組合あて

実施方針に関する質問書

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

				総質問数	問
No	資料名	頁	項 目	質 問	
1	(記載例) 実施方針	3	(記載例) 1. 業務名	○○○	
2					
3					

- ※1：質問は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載して下さい。
 - ※2：質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入して下さい。なお、「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入して下さい。
 - ※3：本様式の MS-Excel データは、西紋別地区環境衛生施設組合ホームページにおいてダウンロードして下さい。
- ホームページアドレス <http://www.minyu.ne.jp/nishimonkankyo/index.html>

西紋別地区環境衛生施設組合あて

実施方針に関する意見書

西紋別地区広域ごみ処理施設長期包括的運転管理等業務に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

				総意見数	問
No	資料名	頁	項 目	意 見	
1	(記載例) 実施方針	3	(記載例) 1. 業務名	○○○	
2					
3					

- ※1：意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載して下さい。
 - ※2：意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入して下さい。なお、「No」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入して下さい。
 - ※3：本様式の MS-Excel データは、西紋別地区環境衛生施設組合ホームページにおいてダウンロードして下さい。
- ホームページアドレス <http://www.minyu.ne.jp/nishimonkankyo/index.html>